

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月1日から21年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、13年4月から同年10月までは24万円、同年11月から15年3月までは28万円、同年4月から同年10月までは26万円、同年11月及び同年12月は30万円、16年1月から同年5月までは24万円、同年6月は19万円、同年7月から17年9月までは22万円、同年10月から18年3月までは30万円、同年4月から20年5月までは34万円、同年6月から同年10月までは32万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、21年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年4月から21年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から21年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された申立人に係る給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年4月から同年10月までは24万円、同年11月から15年3月までは28万円、同年4月から同年10月までは26万円、同年11月及び同年12月は30万円、16年1月から同年5月までは24万円、同年6月は19万円、同年7月から17年9月までは22万円、同年10月から18年3月までは30万円、同年4月から20年5月までは34万円、同年6月から同年10月までは32万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、21年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、手当等の算入漏れにより誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、前述の給与明細で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間及び21年4月については、前述の給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額及び報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務組合における資格取得日に係る記録を平成4年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年8月1日まで

A事務組合に臨時職員として勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間の給料支給明細、発令通知書及び辞令書を所持しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細及び辞令書並びにA事務組合から提出された人事記録から、申立人は、申立期間において同事務組合に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支給明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年5月から同年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年2月から同年9月までは28万円、同年10月から11年9月までは30万円、同年10月から12年7月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から12年8月1日まで

平成4年4月から12年7月までの期間、A社に勤務し、そのうち、申立期間については、一部の期間について、給料支払明細書を所持しているが、給与は29万円ぐらいであった。しかし、当該期間の標準報酬月額は14万2,000円に減額訂正されている。

申立期間について、減額訂正される前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、平成10年2月から同年9月までは28万円、同年10月から11年9月までは30万円、同年10月から12年1月までは28万円と記録されていたところ、同年2月25日付けで、10年2月1日に遡って14万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年8月1日）まで継続している上、申立人と同様に12年2月25日付けで減額訂正されている者が複数いることが確認できる。

また、A社は、滞納処分票から、申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があり、同社の事業主は、社会保険事務所から滞納保険料の納付について再三にわたり督促を受けていること、及び当該遡及訂正により生じた保険料の差額を今後納付すべき保険料に充当したことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元事業主は、「申立人は、申立期間当時、他の従

業員と同じ仕事をしており、取締役としての権限は無かった。標準報酬月額  
の減額の届出等の手続は私が行っており、申立人は社会保険事務に関与して  
いない。」旨を証言している上、同社の同僚も、「申立期間当時、申立人は、  
他の従業員と同じ仕事に従事しており、会社の経営には関与していなかった。  
社会保険の手続は、事業主及び経理担当者が行っていたので、申立人は関与  
していない。」旨を証言していることから、申立人は、社会保険事務につい  
て権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められ  
る。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 2 月 25 日付けで行われた遡及訂  
正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及  
訂正処理に合理的な理由は見当たらないことから、有効な記録訂正があつた  
とは認められず、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人に係  
る申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平  
成 10 年 2 月から同年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 11 年 9 月までは 30  
万円、同年 10 月から 12 年 7 月までは 28 万円に訂正することが必要と認めら  
れる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 4 月まで  
ねんきん特別便を見ると、申立期間の国民年金への加入記録が無い。  
しかし、昭和 61 年に結婚した後の 1 年から 2 年後に、A 市役所から申立期間の国民年金保険料が未納である旨の案内と納付書が郵便で届いたので、同市 B 支所で一括して保険料を納付したと記憶している。  
申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する A 市から送付された「国民年金第 3 号被保険者の該当について（お知らせ）」から、昭和 63 年 7 月 11 日から同年 9 月 21 日までの期間に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となるが、同市は、「申立期間当時、当市の窓口においては、過年度保険料を受領しておらず、当該保険料を当市の窓口では納付できなかった。」と回答していることから、当該期間の保険料を同市 B 支所で一括納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、A 市が保管する申立人に係る国民年金管理カードの資格履歴の取得日欄に、昭和 62 年 5 月 8 日との記載があり、オンライン記録と一致しており、申立人は、同日付けで初めて国民年金の被保険者（第 3 号被保険者）資格を取得したものと推認できることから、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付できなかったと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 1042

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月 3 日から同年 10 月 23 日まで  
② 平成元年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はC社にそれぞれ勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人が当該期間当時、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び元従業員の証言から確認できる。

しかしながら、A社の従業員の採用や社会保険の手続を行っていたとするD社及びB社に申立期間①当時の資料が無いことから、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、A社が加入していたE健康保険組合は、「申立期間①当時の資料は有るが、申立人の加入履歴は当該期間を含め一切確認できない。」と回答している上、オンライン記録においても、同社に申立人の記録は無く、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②について、申立人が当該期間当時、C社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び当時の事業主の証言から確認できる。

しかしながら、C社は、昭和 53 年 9 月 1 日から 61 年 7 月 31 日までの期

間及び平成元年5月1日から現在までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間②当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがオンライン記録から確認できる。

また、C社の申立期間②当時の事業主は、「申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所ではないので、給料から厚生年金保険料を控除することはない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 9 月 26 日まで  
② 昭和 43 年 9 月 26 日から 47 年 4 月 11 日まで  
③ 昭和 49 年 4 月 5 日から 50 年 3 月 1 日まで

申立期間①、②及び③について、脱退手当金を受給した記録となっているが、私は、脱退手当金裁定請求書を提出したとされる昭和 52 年 9 月頃は既に海外に在留しており、当該請求書を提出することはできなかった。

脱退手当金裁定請求書の筆跡は私のものではない上、自分で脱退手当金を請求した記憶や受給した記憶もないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名及び押印が確認できるほか、住所欄には申立人の実家の住所が記載されている上、社会保険事務所（当時）は、昭和 52 年 9 月 13 日提出と記載された当該請求書を、同年 9 月 14 日付けで書留郵便として受理していることが確認できる。当該請求書には厚生年金保険被保険者証が 2 枚添付されていたことから、同事務所は、厚生年金保険被保険者年金手帳記号番号重複取消届を提出するよう、同日付けで申立人宛てに当該請求書を返戻し、同年 9 月 28 日付けで当該請求書及び当該重複取消届を書留郵便として受理していることが確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書には、「隔地送金済 昭 52.11.25」の印が押されており、社会保険事務所は、当該請求書に基づき脱退手当金の支払手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、「脱退手当金裁定請求書の筆跡は自分のものではない。」と主張しているが、仮に申立人に係る脱退手当金裁定請求書は申立人自身が記載したものでなかったとしても、前述から、社会保険事務所が申

立人の脱退手当金に係る裁定請求に基づいて行ったと認識できるものであり、両親への委任による隔地払、又は海外送金も可能であったことを踏まえると、申立人が当該脱退手当金を受給することが不自然とまでは言えない。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険脱退手当金支給報告書の金額と一致しており、一連の事務処理に不自然さがうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 1044

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 63 年 4 月 30 日まで  
昭和 52 年 7 月、A社に入社した。当時の標準報酬月額は 12 万 6,000 円であったと記録されているが、53 年 10 月 1 日からは 7 万 6,000 円と記録されている。申立期間において給与が下がったとの記憶はないので、当該期間の標準報酬月額を 12 万 6,000 円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額は、昭和 52 年 7 月 2 日（資格取得日）から 53 年 9 月までは 12 万 6,000 円と記録され、同年 10 月から 54 年 9 月までは 7 万 6,000 円、同年 10 月から 56 年 9 月までは 8 万 6,000 円、同年 10 月から 63 年 5 月 7 日（資格喪失日）までは 7 万 6,000 円と記録されているところ、申立人は、「給与が入社時から下がった記憶はない。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 24 年 2 月に解散している上、同社の事業主とは連絡が取れず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人の標準報酬月額が引き下げられた昭和 53 年 10 月 1 日の時点において、A社に係る厚生年金保険の被保険者は、申立人及び事業主の二人であり、事業主の標準報酬月額は 52 年 10 月 1 日及び 53 年 10 月 1 日に二度引き下げられている上、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となった同社の役員（昭和 57 年 3 月 1 日資格取得）及び事業主の妻（昭和 61 年 1 月 10 日資格取得）の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額より低いことが前述の事業所別被保険者名簿から確認できる。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額、オンライン記録と全て一致している上、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。